

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

過去最大幅の公務員給与引き下げを勧告

人事院が国家公務員給与に関する勧告 地方公務員給与や民間給与への悪影響懸念

人事院は、8月11日、国会と内閣に対して、国家公務員の給与や労働条件等に関する勧告を行った (www.jinji.go.jp/kankoku/h21/h21_top.htm)。

給与に関しては、月例給0.2%のマイナス、一時金0.35月のマイナス(いずれも一般職)とする。4月にさかのぼって「調整」(＝減額)する。減額分は12月の一時金で減額するというもの。休暇等では、「子の看護休暇」の拡充(2人以上10日)や介護のための短期休暇を新設する。

また、高齢期雇用問題について、「年金支給開始年齢の引き上げに合わせ、2013年度から、定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とすることが必要」とした。

人事院勧告は、あくまで国家公務員に関するものであるが、都道府県人事委員会の出す人事委員会勧告(地方公務員向け、10月上旬見込み)に大きな影響を及ぼす。

実際の給与額や労働条件については、この人事委員会勧告に基づき労働組合と県当局との交渉によって決定される。

公務員給与の大幅減額は、公務員の生活に悪影響を及ぼす

だけでなく、景気回復にも大きな足かせとなる。高教組を含めた地公労(茨城県地方公務員労働組合共闘会議)の取り組みが重要となる。

勧告の概要は以下の通り。

○給与(年収15万4千円減額)

月例給……平均0.2%の引き下げ。(若年層は引き下げなし、管理職層は0.3%)

(民間給与との格差△0.22% [△863円])

4月に遡って「調整」し、過去の減額分は12月のボーナスで「調整」する。

※「現給保障」の者についても、減額。

一時金(ボーナス)……0.35月の引き下げ。

6月＝1.95月(△0.2)、12月＝2.2月(△0.15)

(民間の支給月数4.17月〔公務員の現行は4.50月〕)

※6月のボーナスですでに0.2月減額されている。12月は0.15月の減額。

○非常勤職員の処遇

1週間の勤務時間が常勤の者の3/4を超えない非常勤職員にも忌引休暇(有給)、病気休暇(無給)が適用される。

勤務時間・期間が一定の要件を満たす職員については、一般健康診断が適用される。

○休暇制度

育児休業の拡充
配偶者が育児休業をしている職員でも育児休業ができるようにする。

配偶者が専業主婦(夫)でも、育児休業ができるようにする。

子の看護休暇の拡充
子が1人の場合5日に加え、2人以上の場合10日を新設。

介護のための短期休暇の新設
介護が必要な家族が1人の場合5日、2人以上の場合は10日。

○定年延長 65歳定年へ

年金支給開始年齢の引き上げに合わせ、2013(平成21)年度から定年年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げる。 ☞

必修〈道德〉は生徒の道德性の発達をうながすか？(第19回)

大日本帝国が八紘一宇精神でユダヤ人救済と強弁

「六千人の命のビザ」——杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(4)

§ 3

杉原千畝と八紘一宇

杉原千畝を歴史修正主義に利用

国粋主義団体である「日本会議」は、杉原千畝が職務命令に違反し独自の判断でユダヤ人千人に対し日本通過ビザを発給したとする通説を否定し、ビザ発給は杉原の個人的決断による行動ではなく大日本帝国の方針に基づくものであるとする新解釈を提起している。

茨城県の必修〈道德〉の生徒用テキスト(『ともに歩む』2006年)に収録された教材16「六千人の命のビザ」は、通説の根拠となっている未亡人杉原幸子の著書を用いているにもかかわらず、恣意的抜萃によって新解釈に沿った教材に仕立て上げられている(連載第18回 www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/997a.pdf)。

「日本会議」が提起する「杉原ビザ」の新解釈は、日本史解釈におけるいわゆる「歴史修正主義」の一環である。彼らは、ユダヤ人虐殺をおこなったナチスドイツと、南京虐殺をおこなった大日本帝国とは同様の罪を犯したとする「自虐的」な歴史観に対して果敢に戦いをいどむ。

まず、「南京虐殺事件」は根も葉もない捏造であるとしてその事実自体を否認したうえで、大日本帝国は「八紘一宇」すなわち人種平等の精神を国是としていたのであり、ユダヤ人を差別し虐殺をおこなったナチスドイツとは根本的に異なるという。

そして、「八紘一宇」の精神に基づくユダヤ人保護の事例として、杉原領事代理によるビザ発給の例が取り上げられる。杉原千畝の行為は、外務大臣による訓令(職務上の指示)に反する個人的な人道的行為なのではなく、大日本帝国の外交官として「八紘一宇」の国是に忠実に従って遂行された職務上の行為だとされる。

したがって大日本帝国はドイツ第三帝国のような侵略と人種差別はおこなっていない、ということになる。大日本帝国とそれがおこなった戦争に誇りをもとう、というのである。

肖像写真の偽造

このような趣旨で活動したのが、元三井物産社員で「日本イスラエル商工会議所」会頭の藤原宣夫である。藤原は、杉原千畝の陶板製肖像をロサンゼルス・サイモン・ウィーゼンタール・センター併設の「ホロコースト博物館」に寄贈した (<http://>

postx.at.infoseek.co.jp/sugihara/top.html)。

肖像は、1930年代に満州国外交部職員だった時に執務室で撮影された杉原の写真を陶板に焼き付けたものであるが、背景の壁面に掲示してある「満州国」を含む東アジアの地図を、1940年7月に撮影された、在リトアニア日本領事館の柵外に押し寄せたユダヤ人集団の写真にすり替えてある。

「内助の功」を強調

そのうえで、藤原は次のようにいう。

「訓令に反してというのは事実ではないのでその部分は削除させていただいた。しかし、夫人の苦勞された事実は充分理解できるので内助の功として、**supported by Yukiko** という献辞の言葉を入れた」。

「削除」したというからには何か元になった文書があるかのようだが、そうではなく、通説から「削除」したということのようだ。「献辞の言葉」などと言っていることから、藤原の言葉づかいは不正確である。

興味深いのは、「**supported by Yukiko**」である。夫人が何を**support**したのか曖昧だが、とにかく「内助の功」を顕彰しよう

とする古色蒼然たる道德観念が露呈している。

前回見たとおり茨城県教育委員会の「生徒用テキスト」には、杉原幸子について「外交官である夫千畝を助け、ユダヤ人に日本通過ビザを発給することに賛成した」と注釈がつけてあった(51頁。傍点引用者、以下同じ)。茨城県で「道德教育推進委員会」を率いた元文部科学省教科調査官押谷由夫が、杉原千畝の個人的「決断」を抹消したのに、その「決断」に対する妻の「賛成」を削除し忘れたうっかりミスなのだが、それだけではなかった。押谷は、職務に精励する夫に対する妻の「内助の功」を強調したかったようである。「日本会議」の藤原宣夫と、推進委員長押谷由夫は同じ発想なのだ。

なお、藤原の言う「ホロコースト博物館」は誤りで、本当は「寛容博物館」(Museum of Tolerance)である。しかも、「寄贈」を受けた「寛容博物館」では、この肖像を展示していないという(金子マーティン『神戸・ユダヤ人難民 1940-41「修正」される戦時下日本の猶太人対策』2003年、みずのわ出版、53-56頁)。

訓令違反について食い違う主張

日本会議国際広報委員会などが開催した「特別シンポジウム」(2000〔平成12〕年9月13日、サンケイ新聞社ビル)で、コメンターをつとめた藤原宣夫は、ここでも「訓令に反してというのは事実ではない」と主張した。ところが、この「シン

ポジウム」で配布された「資料(5)」の著者上杉千年は異なった判断を示している(<http://postx.at.infoseek.co.jp/sugihara/top.html>)。

元高校教諭で自称「歴史教科書研究家」の上杉千年は、著書『猶太難民と八紘一宇』(2002年、展転社)で、犬塚惟重、樋口季一郎、安江仙弘など、戦前・戦中に「反ユダヤ」的信条にもとづいて活動した大日本帝国の軍人たちについて、「親ユダヤ」的であったなどと正反対に描写して賞賛したうえで、「杉原ビザ」について分析している。

上杉は、「杉原の『特例ビザ』発給は外務省訓令違反だったのか」(同書、175ページ)と問いを立てたうえで、1940年7月から8月にかけての電報のやり取りを分析し、こう結論づけた。「杉原は、外務省の訓令を乗り越えて免職をも覚悟してビザを発給した」(179頁)

上杉の判断は、重要な点で藤原宣夫の主張と食い違っている。

八紘一宇精神でユダヤ人救済?

そのうえで上杉は主張する。「杉原は外務省訓令を破つても、昭和十三年十二月六日に決定した『五相会議』のユダヤ人保護の国策を破るものではない。そして、この国策の根本精神こそ(……)『八紘一宇ノ我大精神』にあった」(175頁)

「五相会議決定」(1942〔昭和17〕年3月11日廃止)についてはあとで検討するが(§5)、

上杉は、大日本帝国の国策は「親ユダヤ」的であり、犬塚惟重、樋口季一郎、安江仙弘らの軍人と同様、杉原千畝は国策に従ってユダヤ人保護のためにビザを発給したという。要するに、当時外務省(外務大臣松岡洋右)が国策に反していたため、国策に従おうとする杉原千畝は、外務大臣訓令に違反してビザを発給したにすぎないというのである。

「日本会議」で、ともに「修正主義」的な「杉原ビザ」解釈を推進する兩人であるが、一方の藤原宣夫は、杉原は訓令に違反していないうえ「八紘一宇」の国是に従ったとするのに対し、他方の上杉千年は、杉原は訓令は破ったが国是の「八紘一宇」には従ったという。「八紘一宇」というゴールにおいて一致しているのだから、途中の訓令の部分についてはどうしてもよいというわけにはいかない。重要な部分で事実判断が食い違うのだから、歴史の「修正」は破綻していることになる。

以下、知らんふりの兩名にかわって検討する。

M・トケイヤーのインタビュー

兩人は、杉原千畝は「八紘一宇」の国是に従ってビザを発給したというが、具体的にはどういうことか解りにくい。藤原宣夫は特段の説明はしていない。上杉千年もその意味するところを明確に提示していない。

ただ、上杉は滞日経験のあるアメリカのユダヤ人であるマーヴィン・トケイヤー(1936-

の雑誌記事(『自由』1997〔平成9〕年9月号)を引用している。戦後来日したトケイヤーが、杉原千畝に「なぜユダヤ人を助けてくれたのか」と問うたのに対して、杉原が次のように答えたという(『猶太難民と八紘一宇』、173-75頁)。

「それは私(杉原千畝)が、外務省に仕える役人であっただけでなく、天皇陛下に仕える一臣民であったからです。悲鳴をあげるユダヤ難民の前で私が考えたことは、もしここに陛下がいらっしゃったらどうなさるか、ということでした。陛下は目の前のユダヤ人を見殺しになさるだろうか、それとも温情をかけられるだろうか。(……)私のすべきことは、陛下がなさったであろうことをすることだけでした」

トケイヤーのこの文章は杉原の死去から10年以上を経てからのものである。また、インタビューがいつおこなわれたのかも不明である。

杉原は、死の3年前の1983(昭和58)年に「手記」を書き始めた(ただし、未完)。そこに次のような一節がある(杉原幸子監修、渡辺勝正編著『決断・命のビザ』1996年、大正出版、300-01頁)。

「私は考え込んだ。仮に、本件当事者が私でなく、他の誰かであったならば、百人が百人拒否の無難な道を選んだに違いない。なぜか? 文官服務規程というような条例があって、その何条か

に縛られて、昇進停止とか減給が恐ろしいからである。(……) 苦慮の揚げ句、私はついに人道主義、博愛精神第一という結論を得ました。そして妻の同意を得て、職に通吏にこれを実行したのです。」

ユダヤ人に温情をかける天皇?

「もしここに陛下がいらっしゃったらどうなさるか」というトケイヤーの報告と、杉原千畝自身の回想とは、まったく異質である。

トケイヤーの報告では、天皇ならそうするだろうから、天皇の臣民である自分はそうしたのだ、と言ったことになっている。いっぽう手記で杉原は、他人であれば全員がそうはしないであろうことを、熟考のうえ自分で決断した、と書いている。天皇の意思に従うのと、他人の判断にかかわりなく自分で決断するのでは、まったく異なる行動原理である。

重大な場面に遭遇した場合に、国家神道における神としての天皇の意思に無条件に従うというのは、ギリシア正教派のキリスト教徒であった杉原千畝の言葉としては不自然である。また、杉原には、「温情」をかけるという発想はない。

トケイヤーの報告では、杉原は深刻な決断をおこなうにあたって天皇を参照軸にしたことになっているが、杉原の「手記」には、天皇への言及は一切ない。それは、この1940年7月から8月にかけてのことに限らない。

杉原幸子の著書『六千人の命のビザ』の中にも、杉原千畝による天皇への言及の記述はない。杉原のいう「人道主義」と「博愛精神」は、天皇制との関連性を有するものと判断することはできない。

天皇制についての無理解

そもそも、天皇陛下であればどうするであろうかという問題設定は内容的に無意味である。領事館に勤務し難民たちからビザ発給を求められる天皇、本省の抑制的な訓令を受け苦悩する天皇、温情をかけることを個人として決断する天皇、などというものは何の意味もない空疎な仮定である。大日本帝国の主権者にして大元帥である現人神天皇。何があっても絶対に責任を問われることのない存在としての天皇が、具体的場面で板挟みになって逡巡するなどということはありえない。

トケイヤーの報告は、天皇というものについて何も理解していない者、たとえば日本人でない者が思いついた不自然な作り話と受け止めるべきだろう。

杉原千畝自身が書き残した手記を全面的に退けるのでもない限り、傍証も示されていないトケイヤーのあやしげな伝聞を信じることはできない。歴史「修正」のための根拠は不十分のようだ。

さらに、上杉千年が引用するトケイヤーの記事には、内容上の一層深刻な矛盾がある。

(§3つづく、以下次号) ㊞